

建設工事標準請負契約約款 新旧対照表

改正後	現 行
<p>建設工事標準請負契約約款 (建設工事請負契約書)</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 工事を施工しない日</u> <u>工事を施工しない時間帯</u></p> <p>5～10 (略)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u></p> <p>(請負代金内訳書及び工程表) (請負代金内訳書及び工程表)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 内訳書には、<u>材料費、労務費、法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)、安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)</u>並びに<u>建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)</u>に係る掛金を明示するものとする。</p> <p><u>[注]「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料をいう。</u></p> <p>3 (略)</p> <p><u>(適正な労務費の確保等)</u></p>	<p>建設工事標準請負契約約款 (建設工事請負契約書)</p> <p>1～3 (略) (新設)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 (略) (新設)</p> <p>(請負代金内訳書及び工程表)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 内訳書には、<u>健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費</u>を明示するものとする。</p> <p>3 (略)</p>

改正後	現 行
<p><u>第3条の2（A） 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。</u></p> <p><u>2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。</u></p> <p><u>一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。</u></p> <p><u>二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者（次号において「下請負人」という。）に支払うものとする。</u></p> <p><u>三 下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。</u></p> <p><u>イ 下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。</u></p> <p><u>ロ 下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請契約を締結する者（イにおいて「再下請負人」という。）に支払うこと。</u></p> <p><u>ハ 下請負人が、再下請負人との間で、建設工事標準下請契約約款第二条の二に定める事項を含む契約を締結すること。</u></p> <p><u>ニ 受注者からの求めに応じて、イ及びロの支払並びにこの契約を締結したことに関する書面を提出すること。</u></p> <p><u>4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>一 前項第1号の支払に関する書面</u></p> <p><u>二 前項第2号の支払に関する書面</u></p> <p><u>三 前項第3号の契約を締結したことに関する書面</u></p> <p><u>〔注〕第1号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第2号及び第3号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。</u></p> <p><u>5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。</u></p> <p><u>（適正な労務費の確保等）</u></p> <p><u>第3条の2（B） 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項に基づき中央建設業審議会</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正後	現 行
<p><u>会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。</u></p> <p><u>2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。</u></p> <p><u>一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。</u></p> <p><u>二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。</u></p> <p><u>4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>一 前項第1号の支払に関する書面</u></p> <p><u>二 前項第2号の支払に関する書面</u></p> <p><u>[注] 第1号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第2号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。</u></p> <p><u>5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。</u></p> <p><u>[注] 第3条の2の使用は任意であるが、原則として(A)を使用することを基本とし、(B)についても選択することができることとする。なお、使用しない場合は削除する。</u></p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (A)・(B) (略)</p> <p>(C) 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。)</p> <p>三 (略)</p> <p>[注] (B)は、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合に、(A)は、それ以外の場合に使用する。(C)は、(B)を使用する場合において、<u>同法第26条第3項第2号</u>の規定を使用し監理技術者が兼務する場合に使用する。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (A)・(B) (略)</p> <p>(C) 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項<u>ただし書</u>に規定する者をいう。以下同じ。)</p> <p>三 (略)</p> <p>[注] (B)は、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合に、(A)は、それ以外の場合に使用する。(C)は、(B)を使用する場合において、<u>建設業法第26条第3項ただし書</u>の規定を使用し監理技術者が兼務する場合に使用する。</p> <p>2～5 (略)</p>

改正後	現 行
<p>(工期の変更方法)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第60条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第61条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p>	<p>(工期の変更方法)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(請負代金額の変更)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第60条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第61条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(請負代金額の変更方法等)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p><u>9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第60条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第61条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p>	<p>(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)から</p>	<p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)から</p>

改正後	現 行
<p>受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条及び次条において同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。</p> <p>7～9 （略）</p> <p>（前金払及び中間前金払）</p> <p>第35条（略）</p> <p>2～8 （略）</p> <p>9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率」という。）を乗じて</u>計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>（前払金の使用等）</p> <p>第37条 受注者は、前払金（<u>中間前払金を除く。</u>）をこの工場の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工場において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金額の100分の25を<u>超えない範囲で、前払金を</u>この工場の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工場の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p> <p><u>2 受注者は、中間前払金をこの工場の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工場において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。</u></p> <p>（債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則）</p> <p>第41条（略）</p> <p>2 前項の場合において、<u>発注者の予算の都合により、</u>契约会計年度について前払金及び中間前払金を支払わず、<u>翌会計年度に契約年度分を含めて支払う旨を発注者が定めた場合</u></p>	<p>受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。</p> <p>7～9 （略）</p> <p>（前金払及び中間前金払）</p> <p>第35条 （略）</p> <p>2～8 （略）</p> <p>9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</u></p> <p>（前払金の使用等）</p> <p>第37条 受注者は、前払金をこの工場の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工場において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金の100分の25を<u>超える額及び中間前払金を除き、</u>この工場の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工場の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則）</p> <p>第41条（略）</p> <p>2 前項の場合において、契约会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、<u>同項の規定により準用される第35条第1項及び第</u></p>

改正後	現 行
<p><u>には</u>、同項の規定により準用される第35条第1項及び第4項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。</p> <p>3 第1項の場合において、<u>発注者の予算の都合により</u>、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨を<u>発注者が定めた場合には</u>、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分( 円以内)を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の場合において、第35条(第41条において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条、第48条の2又は次第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて</u>計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第51条又は第52条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>4～9 (略)</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第55条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて</u>計算した額とする。</p> <p>6 (略)</p>	<p>4項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。</p> <p>3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分( 円以内)を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の場合において、第35条(第41条において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条、第48条の2又は次第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.5パーセントの割合で</u>計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第51条又は第52条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>4～9 (略)</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第55条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.5パーセントの割合で</u>計算した額とする。</p> <p>6 (略)</p>

改正後	現 行
<p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて</u>計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>	<p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.5パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>